○財務省・国土交通省令第七号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第八条第三項及び第五十条の規定に基づき、及び同法を実施するため、独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令及び独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

財務大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　馬淵　澄夫

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令及び独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

（独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十九年財務省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第十一条の二　主務大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

第十二条第二項を削る。

（独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（平成二十二年財務省・国土交通省令第四号。以下「一部改正省令」という。）の一部を次のように改正する。

第十二条の改正規定中「第三十三条第一項」を「第一条」に改め、同改正規定の前に次の改正規定を加える。

第一条中「独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「機構に係る通則法」に改め、同条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

（通則法第八条第三項の主務省令で定める重要な財産）

第一条　独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項の主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上、通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他主務大臣が定める財産とする。

第三十三条の改正規定を次のように改める。

第三十三条の見出しを「（通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産）」に改める。

第三十三条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則第二条中「第一条各号」を「第一条の二各号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。ただし、第二条の規定については、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　一部改正省令の公布の日からこの省令の施行の日の前日までに独立行政法人住宅金融支援機構がその保有する財産を国庫に納付するために満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。）を売却した場合については、この省令第一条の規定による改正前の第十二条第二項の規定を適用する。

○文部科学省令第二十一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行に伴い、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第八条第三項、第四十六条の三第一項及び第五十条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

文部科学大臣　髙木　義明

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

（日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第一条　日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（平成九年文部省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の三条を加える。

（会計処理）

第一条の二　文部科学大臣は、事業団が助成業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2　前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第一条の三　文部科学大臣は、事業団が助成業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第一条の四　文部科学大臣は、事業団が日本私立学校振興・共済事業団法（以下「法」という。）第三十八条の二において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

第二条中「日本私立学校振興・共済事業団法（以下「法」という。）」を「法」に改める。

第二十一条中「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）」を「通則法」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（法第三十八条の二において準用する通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第二十一条の二　法第三十八条の二において準用する通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その法第三十八条の二において準用する通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた法第二十六条において準用する通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上法第三十八条の二において準用する通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他文部科学大臣が定める財産とする。

（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に関する省令（平成十三年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「研究所に係る通則法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な